

収賄被疑事件

被疑者

抗議書兼申入書

2025年6月20日

地方検察庁 検察官検事 殿

警察本部 本部長 殿

警察本部 担当刑事 殿

弁護士 高山

弁護士 高瀬 雅

当職らは、被疑者氏の弁護士として、以下のとおり抗議したうえで申し入れます。

氏は、現在、収賄の被疑事実により警察署に勾留されておりますが、黙秘権行使の意思を明確にしています。

しかし、誠に遺憾ながら、2025年6月19日、警察署にて実施された警察本部捜査二課の取調べにおいて、担当の刑事が氏に対し、未だ警察において録音録画を実施していないのをいいことに、「黙秘してもあなたにとって不利になることがある」、「心証も悪くなる」、「なんぼ黙秘したって、どないもならん」などと申し向けました。

こうした刑事の言動は、黙秘権行使により不利益が及ぶかのような虚偽説明をすることなどにより、氏を畏怖、困惑させ、捜査機関の見立てに沿った供述を引き出そうとするものであって、憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項の保障する黙秘権を侵害する違法なものです。

このような状況に照らせば、少なくとも「殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動」（被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則3条2号ハ）、「人の尊厳を著しく害するような言動」（同規則3条2号ヘ）に該当する監督対象行為にあたることは明らかです。

したがって、[]警察本部長は、同規則10条に基づき、取調べ調査官を指名して、速やかに監督対象行為の有無につき調査を実施した上、貴庁における措置内容を当職らにご回答ください。

また、検察官におかれては、[]刑事に対し、黙秘権保障の基本を教示されるとともに、今後二度とこのような違法取調べがなされることのないよう徹底した指導をされることを強く求めます。

弁護人としては、このような状況を踏まえ、今後いかなる供述調書が作成されても任意性がないものとして、徹底的に争う所存ですので、ここに嚴重に抗議するとともに、検察官において、今後は警察における取調べについても、全過程を録音・録画するように指揮されることを強く求めます。[]警察本部においても、検察官による指揮を待つまでもなく、取調べの全過程を録音・録画されるよう強く求めます。

なお、今後、本件について公判請求がされた場合には、[]刑事をはじめ本件の取調べに関わる警察官、検察官らが作成した取調べメモ、備忘録その他同種の書面の開示を求めますので、くれぐれも破棄されないよう併せて申し入れます。

以上